

議案第三十号

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（中央区立幼稚園教育職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 中央区立幼稚園教育職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年十月中央区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

（説 明）

新たに定年前再任用短時間勤務職員等に対し、住居手当を支給するため、この条例案を提出します。